

社会福祉法人清風会
地域密着型特別養護老人ホームぬくもりの家惣社 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清風会が設置するする地域密着型特別養護老人ホームぬくもりの家惣社（以下、「施設」という）の適正な運営を確保するため、人員及び運営に関する事項を定め、入所が必要な要介護者（以下「入所者」という。）に対し、老人福祉法に基づく老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、入所者に対し、健全環境の下で、介護保険法の趣旨に沿って入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と、入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自立的な生活を営むことができるよう支援することを目指すものとする。
- 2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するにあたっては、介護保険法第118条の保健等関連情報を活用して適切かつ有効に地域密着型サービスを提供するように努めるものとする。
 - 5 前4項のほか、「市原市指定地域密着型サービスに関する基準等」に係る条例及び規則に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 地域密着型特別養護老人ホーム ぬくもりの家惣社
- 2 所在地 千葉県市原市惣社1272番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名（併設短期入所と兼務）

職員の管理、業務の実施状況の把握、その他事業の管理を一元的に行うとともに、老人福祉法に規定される施設の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上（併設短期入所と兼務）

入所者及び家族の必要な生活相談及び入所・退所に係る事務手続き、家族等への連絡業務、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携、ならびにサービス実施状況の把握と管理を行う。

- (3) 栄養士もしくは管理栄養士 1名（併設短期入所と兼務）
入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことが出来るよう栄養管理を計画的に行う。また、入所者の嗜好を考慮した献立の作成及び栄養指導、調理員の指導等の業務に従事するとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理を行う。
 - (4) 医師（嘱託医） 1名（併設短期入所と兼務）
入所者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。
 - (5) 看護師 常勤1名以上
医師の診療補助及び医師の指示による入所者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。
 - (6) 機能訓練指導員 1名（併設短期入所と兼務）
日常生活を営むのに必要な機能改善のための訓練を計画的に行う。
 - (7) 介護職員 常勤換算方法で10名以上
（ユニットごとに常勤のユニットリーダーを1名配置）
入所者の介護計画に従った日常生活介護、サービス実施状況及び目標達成状況の記録を行う。
 - (8) 介護支援専門員 常勤1名以上（併設短期入所と兼務）
入所者の介護計画に関する業務を行う。
- 2 前項のほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

（入所定員、ユニットの数及びユニットごとの入所定員）

第5条 施設の入所定員は29名とし、ユニットの数及びユニットごとの入所定員は次のとおりとする。なお、居室はユニット型個室とする。

- (1) ユニットの数 3ユニット
- (2) ユニットごとの入所定員 9名ないし10名

- 2 施設は、ユニットごとの定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情があり、施設長が認めた場合には、この限りではない。

（入所者に対する施設サービス内容）

第6条 施設のサービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、栄養管理、口腔衛生の管理、健康管理及び療養上の世話とし、サービス提供にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 施設サービスは、入所者へのサービスの提供に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して施設サービスの提供を行うものとし、入所者の介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じた処遇を適切に行わなければならない。
- (2) サービスの提供に関する計画立案に際しては、サービス担当者会議（入所者の施設サービスに当たる他の担当者（以下、「担当者」という）を招集して行う会議）を開

催し、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

なお、サービス担当者会議開催にあたっては、当該利用者等（その家族等）の同意を取り、テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。

- (3) 施設サービスは、各ユニットにおいて入所者がそれぞれの役割をもって生活を営むことが出来るよう配慮して行うものとする。
- (4) 施設サービスは、入所者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- (5) 施設サービスは、入所者の自立した生活を支援することを基本とし、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- (6) 施設の従業者は、施設サービスの提供にあたって、入所者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- (7) 施設サービスの提供にあたっては、当該入所者または他の入所者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (8) 衛生管理、感染症の発生予防に最新の注意を払うものとする。
- (9) 入所者の心身の状況に応じて、週2回以上入浴または清拭を行い、清潔保持に努めるものとする。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行うものとする。
- (10) 栄養管理、入所者の身体状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮した食事提供を心がける。
- (11) 施設は、入所者の口腔の健康維持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。
- (12) 退所にあたっては、居宅介護支援事業所や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

(サービスの取り扱い方針)

第7条 入所者の介護状態の改善又は悪化の防止に資するよう、入所者の心身の状況等に応じて、入所者本位の適切な措置を行う。

- 2 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 3 サービスを提供するにあたっては、入所者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 4 施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行うものとする。
- 5 サービスの提供は懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいよう説明を行う。
- 6 施設は、サービスを提供するにあたって、入所者又は他の入所者等の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとする。

(施設にあたっての費用の額)

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型介護老人福祉施設におけるサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証記載の額とする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入所者から利用料の一部として、指定地域密着型施設サービスに係る施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理な差が生じないようにする。
- 4 前項の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付する。
- 5 施設は、前項2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 食事の提供に要する費用 (別表1に定めるところによる)
 - (2) 居住に関する費用 (別表2に定めるところによる)
 - (3) 入所者の希望による特別な食事の提供に要する費用 500円/回
 - (4) おやつ代 180円/食
 - (5) カフェ参加費用 200円/回
 - (6) 事務管理費 1日につき 100円/日
 - (7) 居室内において使用する電化製品1品につき 50円/日
 - (8) 複写物の交付 1枚10円
 - (9) 理美容代 実費
 - (10) 施設サービスの提供にあたり、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの。
 - (11) 入所者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費
 - (12) 入所者の希望により提供する教養娯楽に要する費用 実費
 - (13) インフルエンザ予防接種費用 実費
 - (14) 通院に伴う診療費及び医薬品費 実費
 - (15) 外部のクリーニング店に取り次ぐ場合の私物の洗濯代 実費
 - (16) 上記に記載するもの以外で、入所者の個人の用に要するものについて 実費

※個人情報開示「個人情報開示」については、別途申請に係わる手数料等が必要となります。

※関係法令に定める費用の額に変更が生じた場合には、変更後の費用の額に変更するものとします。

- 6 前項各号の費用の徴収にあたっては、あらかじめ入所者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用について説明を行い、文書により同意を得るものとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第9条 施設は、入所申込者の介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めるものとする。

2 施設は、入所申込者が入所後後においては、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、施設において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。

3 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 政治活動又は宗教活動。
- (2) 施設に危険物を持ち込むなどの行為。
- (3) 他の入所者に迷惑を及ぼすような行動や言動。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、またこれを持ち出すこと。
- (6) 施設内における喫煙。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

2 施設長又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を市原市消防署の協力を得たうえで、年3回以上(内1回は夜間想定内容)実施するなど入所者の安全に対して万全を期するものとする。

3 施設は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築し、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第11条 施設従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理についても、適正な管理を行うものとする。

2 施設は、感染症の発生防止及びまん延防止のために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 三か月に一回程度の感染症又は食中毒予防又はまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という)を活用して行うことができるものとする。)を開催する。
- (2) 感染症又は食中毒予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症又は食中毒予防及びまん延防止のための従業者への研修及び、訓練(シミュレーション)の実施等を行い、周知の徹底をする。
- (4) 前3項に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の退所等に関する手順に沿った対応を行う。

(個人情報等の保護)

第12条 施設及び施設従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 施設は、施設従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を洩らすことのないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入所者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ることとする。
- 4 施設は、個人情報保護法に即し、個人情報を使用する場合、入所者及びその家族の個人情報の利用目的を公開する。
- 5 施設は、個人情報保護に係る規程を公表する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 施設は、サービス提供を行っているときに、入所者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又は施設の定めた協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従事者に周知する体制を整備する。
- 3 施設は、前項の事故について、その状況及び事故に際して取った処置を記録するものとする。
- 3 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、施設及び施設従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 4 身体拘束、事故・虐待防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行うとともに、担当者(委員会委員長)を中心に、定期的(年2回以上)に施設内職員研修を実施することとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(身体拘束、事故・虐待防止委員会)を定期的(テレビ装置等を活用して行うことができるものとする。)するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者（委員会委員長）の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従事者又は入所者の家族等による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第16条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（職員の研修）

第17条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上を図るために研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用時もしくは採用後2ヶ月以内に実施
 - (2) 一般職員研修 勤続1年以上3年未満の職員
 - (3) 主任・副主任研修 年2回
- 2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほか、施設外研修を受講する。

（記録の整備）

第18条 施設は、入所者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保管するものとする。

（苦情処理）

第19条 施設は、入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 施設は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するとともに、市町村から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（掲示等）

第20条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

（運営推進会議の開催）

第21条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

- 2 サービスの提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置する。
なお、利用者、利用者の家族の同意を受けた場合には、テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。
- 3 施設の管理者は、概ね2ヶ月に一回運営推進会議の委員を招集し、運営の状況の報告を行い、委員からの評価を受けるとともに、要望、助言を聞く機会を設ける。

(その他施設の運営に関する重要事項)

- 第22条 施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は施設と施設管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成30年1月1日より施行する。
この規程は、令和元年10月1日より施行する。
この規程は、令和3年4月1日より施行する。
この規程は、令和3年8月1日より施行する。
この規程は、令和6年4月1日より施行する。
この規程は、令和6年8月1日より施行する。

<別表1> 食事の提供に要する費用（1日あたり）

食費	基準費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
日額	1,445円	300円	390円	650円	1,360円	1,800円

※ 居住費、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※ 外出や入院等により喫食がない場合であっても、食事止め時間の関係で、食費が発生する場合があります。

※第4段階の食費は、<別表1>に記載の費用もしくは、下記に記載する費用の少ない方の額を本人負担とする。

(1) 朝食 450円 (2) 昼食 750円 (3) 夕食 600円

<別表2> ユニット型個室 居住に関する費用（1日あたり）

居住費	基準費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
日額	2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円	2,500円

※ 別表1及び2に定める第4段階を除く費用は、関係法令に定める費用の額に変更が生じた場合には、変更後の費用の額に変更するものとする。この場合には、速やかに利用者及び利用者家族、または代理人に変更後の費用の額について連絡・説明を行うものとする。